

○原動機付自転車の講習の実施に関する規程の実施要領の制定について（通達）

平成4年10月29日

佐警本例規（免）第21号

改正 平成22年10月佐本運試発第23号、24年3月佐本運免発第61号、29年3月佐本交企発第40号・佐本交指発第59号・佐本運免発第74号

新たに原動機付自転車の運転免許（以下「原付免許」という。）を受けようとする者に対する講習（以下「原付講習」という。）を効果的に推進するため、原動機付自転車の講習の実施に関する規程（平成4年佐賀県公安委員会規程第2号）第13条の規定により実施要領を別添のとおり定めたので運用上誤りのないようにされたい。

別添

#### 原付講習実施要領

#### 第1 目的

この実施要領は、原動機付自転車の講習の実施に関する規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、原付講習の実施細目について定めることを目的とする。

#### 第2 原付講習の趣旨

道路交通法の一部改正により導入された原付講習は、制度上、原付免許試験に技能試験が課されていないこともあり、原動機付自転車の運転者が運転経験のないままに危険な道路交通の場に参加することとなり、初心運転者の危険性が高くなっている。

このような事態に対処するため、原付講習に法律上の位置付けを与えるとともに、講習内容の充実を図り、原付免許受験者に対し、自己の特性を踏まえて運転することができるような教育を施した後、道路交通の場に参加させるという目的で定められたものである。

#### 第3 原付講習の実施時期

原付講習の実施時期は、原則として運転免許試験終了後、運転免許試験に合格した者を対象に行うこととする。ただし、これにより難しいときは、実情に応じて実施することとする。

#### 第4 原付講習を行う施設等

原付講習は、次に定める要件を備えた施設等で行うものとする。

- (1) 講義を行う設備（教室）を有すること。
- (2) 技能講習を行う設備（技能コース）を有すること。
- (3) 原動機付自転車を有すること。

#### 第5 原付講習の実施基準

講習は、次の基準により行うものとする。

- (1) 講習時間は3時間とし、講習科目及び所要時間等については、規程第6条の規定によること。
- (2) 原付講習の指導については、別表第1「原付講習指導要領」により実施すること。
- (3) 原付講習の課題・コース設定については、別表第2「原付講習の課題・コース設定基準」により設定すること。
- (4) 原付講習指導員の数は、1グループ10人の原付講習受講者（以下「受講者」という。）に対し概ね3名とする。
- (5) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。
- (6) 受講者用原動機付自転車は、スクータータイプのものを使用すること。ただし、必要に応じて変速ギヤ付原動機付自転車を併用してもよいこととする。
- (7) グループの編成は、受講者の技量程度に配慮するとともに、受講者の技能の修得状況に応じて指導することとする。

## 第6 原付講習用教材等

### 1 原付講習用器材

運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用すること。

また、視聴覚教育には、原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を用いること。

### 2 教本

教本は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用するほか、道路交通の現状と交通事故の実態や実情に応じた内容を記載した資料を使用すること。

- (1) 原動機付自転車の操作、走行等、運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識
- (2) 原動機付自転車の運転の特性と事故の特徴に関する知識
- (3) 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

(4) 危険予測、回避方法等、原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識

## 第7 原付講習受講申請の受理

原付講習受講申請書（以下「申請書」という。）は、次により受理するものとする。

- (1) 申請書は、原付講習開始前に受講者に提出させること。
- (2) 申請書の受理に当たっては、不正受講を防止するため、身分証明書その他の疎明資料と照合確認し受理すること。
- (3) 申請書の受理の際に申請書に記載されている日付又は本人の申告等から受講資格の有無を確認した後受講させること。

## 第8 原付講習受講の証明

- 1 公安委員会は、原付講習を終了した者から申出があったときは、原付講習終了証明書を交付するものとする。
- 2 原付免許の申請者が原付講習を終了した者であるときは、免許申請書に原付講習終了証明書を添付しなければならないこととする。
- 3 原付講習終了証明書の有効期間は、当該原付講習を終了した日から起算して1年とする。

## 第9 原付講習効果の確認

原付講習実施者は、講習終了に際し、受講者の修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨するものとする。

なお、再受講の際は前回での未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないこととする。

## 第10 事故防止

原付講習指導員は、講習中の各種事故防止に万全を期すため特段の配意をするとともに、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させなければならない。

なお、講習中の事故に備え、受講者に対する傷害保険等に加入するものとする。

## 第11 天候不順時等の対応

原付講習は、原則として天候不順時にも実施することとするが、降雪等の悪天候、その他の事情により原付講習を安全に実施することが困難な場合は、後日講習日を指定して受講させることができるものとする。

## 第12 広報活動

原付講習制度の周知徹底を図るため、各種広報媒体を活用して広報に努めることとする。

## 第13 実施

この要領は、平成29年3月12日から実施する。

別表第1

原付講習指導要領

○ 開講

講習細目	指導要領	備考
1 開講のあいさつ 講習実施上の諸注意	講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 (1) 交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 (2) 講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 (3) 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	着用の仕方について指導する。 内部の顎ひもの損傷の有無を確認する。 顎ひものを確実に締める。 アミダや目深にかぶらない。 PS(C)マークかJISマークの付いたものを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。</li> <li>・反射テープの付いたものを選ぶか、貼り付けさせる。</li> <li>・転倒等で強いショックを受けたり、傷の付いているものはかぶらせない。</li> </ul>

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指導要領	備考
1 装置の名称と取扱い	エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行	・まごつかずにできるようにさせる。

<p>2 運転姿勢</p>	<p>わせる。</p> <p>スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。</p> <p>① 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。</p> <p>② 肩は力を抜いて自然にする。</p> <p>③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。</p> <p>④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。</p> <p>⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。</p> <p>⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。</p> <p>⑦ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。</p>	<p>・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。</p> <p>・腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する</p> <p>・内腿で軽くシートを挟ませる。</p>
<p>3 アクセルとブレーキ</p>	<p>(1) エンジンを掛けない状態で練習する。</p> <p>① アクセルをゆっくり回す。</p> <p>② 素早く戻す。</p> <p>③ ブレーキを掛ける。</p> <p>(2) 正しくできるようになったら、エンジンを掛けて指導する。</p>	<p>・指導員の掛け声にあわせて行う</p> <p>・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。</p> <p>・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。</p>
<p>4 スタンドの立て方、おろし方</p>	<p>路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをこの利用で立てることを指導する。</p> <p>① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持</p>	<p>・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。</p>

	<p>つ。</p> <p>② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。</p> <p>③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。</p>	
--	---	--

○ 基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指導要領	備考
1 発進と停止	<p>直進のみの発進と停止を繰り返す。</p> <p>(第1ステップ)</p> <p>① 両足を路面に着けて乗車する。</p> <p>② アクセルグリップをゆっくり回す。</p> <p>③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。</p> <p>④ ブレーキを掛けて止まる。</p> <p>(第2ステップ)</p> <p>① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。</p> <p>② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。</p> <p>③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキを掛けて止まる。</p> <p>④ 止まったら左足で車を支える。</p> <p>⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。</p>	<p>・急な発進停止をさせない。</p> <p>・転回の際は、車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。</p> <p>・指導員の掛け声にあわせスタートさせる。</p>
2 スピードの調節	<p>(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。</p> <p>(2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを併用して減速することを繰り返し行う。</p>	<p>・減速時はエンジンブレーキを併用させる。</p>
3 8の字走行	<p>(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。</p>	<p>・アクセルを一定に保</p>

	<p>① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキを掛け、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。</p> <p>② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。</p> <p>③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさからはじめ、徐々に半径を小さくする。</p> <p>(2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。</p> <p>(3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。</p>	<p>たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。</li> <li>・傾斜に対する不安をここで十分に取り除く。</li> </ul>
<p>4 カーブ走行</p>	<p>(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンプレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がるようにする。</p> <p>(2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返し行う。</p> <p>(3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。</p> <p>(4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンプレーキと前後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲がる方向に顔、視線を向けさせる。</li> <li>・カーブでは、一定の速度で走らせる。</li> <li>・急なアクセルの開閉はさせない</li> </ul>
<p>5 徐行</p>	<p>交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。</p> <p>② 徐行して進行する。</p> <p>③ 左右及び前方の安全確認をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。</li> <li>・左右の見通しのきく地点に出るまでは、</li> </ul>

6 狭路での安定走行	<p>④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。</p> <p>進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で十分に減速する。(5km/hくらい)</p> <p>② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3~5km/h)</p>	<p>いつでも停止できる速度で進行することを指導する。</p> <p>・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。</p> <p>・視線はやや前方に向けさせる。</p>
7 視点・視野範囲	<p>(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲(前方、後方、側方)の交通状況を把握することを指導する。</p> <p>(2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを確認させる。</p> <p>(3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。</p> <p>(4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。</p>	<p>・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。</p> <p>・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。</p>

○ 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	<p>(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。</p> <p>① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。</p> <p>② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。</p>	<p>・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。</p>



	<p>③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前に出す。</p> <p>(2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。</p> <p>(3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順を掛け声で指示して行わせる。</p>	
2 進路変更	<p>進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する。</p> <p>① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。</p> <p>② 進路変更をしようとする側の合図を出す。</p> <p>③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。</p> <p>④ 進路変更を完了したら合図をやめる。</p>	<p>・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。</p>
3 交差点での安全走行	<p>(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。</p> <p>(2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。</p> <p>① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。</p> <p>② 右側の合図を出す。</p> <p>③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。</p> <p>④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。</p> <p>⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する</p> <p>⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。</p> <p>⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。</p> <p>(3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。</p> <p>① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向</p>	<p>・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。</p> <p>・交差点の手前では、十分に減速させる。</p> <p>・危険を感じたら、まっすぐ止まることを強調する。</p> <p>・合図の戻し忘れに注意させる。</p> <p>・第一段階、第二段階の順に安全確認の</p>

	<p>② 交差点に近づくにしがって、スピードを落とす。</p> <p>③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。</p> <p>④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。</p> <p>⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。</p> <p>(4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。</p> <p>① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。</p> <p>② 左側の合図を出す。</p> <p>③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。</p> <p>④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。</p> <p>⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。</p> <p>⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。</p> <p>4 交差点の優先順位 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。</p> <p>① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。</p> <p>② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。</p>	<p>仕方について指導する。</p> <p>・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。</p> <p>・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。</p> <p>・小回りによるふらつきに十分注意させる。</p> <p>・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。</p> <p>・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する</p> <p>・少しでも危ないと感</p>
--	---	---

	<p>③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。</p> <p>④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。</p> <p>⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。</p>	<p>じたら、まず止まらせる。</p> <p>・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。</p>
5 危険予知・危険回避	<p>(1) 路上障害物（駐車車両、道路工事等）の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。</p> <p>① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。</p> <p>② 緩やかに進路を右側に変える。</p> <p>③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。</p> <p>④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。</p> <p>⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。</p> <p>⑥ 合図を戻す。</p> <p>(2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。（渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア）</p>	<p>・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることが理解させる。</p> <p>・危険に対する予知能力を高める。</p> <p>・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。</p>

○ 安全運転の知識

講習細目	指導要領	備考
1 運転適性検査	全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

○ 閉講

講習細目	指導要領	備考

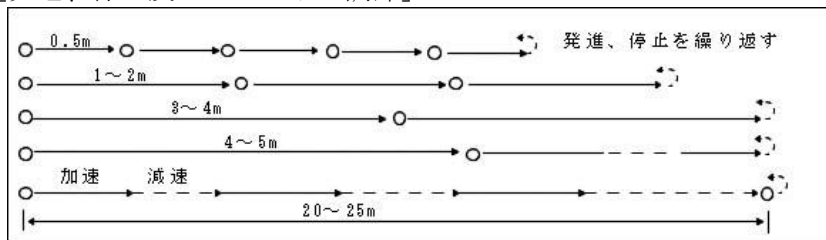
1 閉講の言葉	自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	
2 原付講習終了証明書の交付		

別表第2

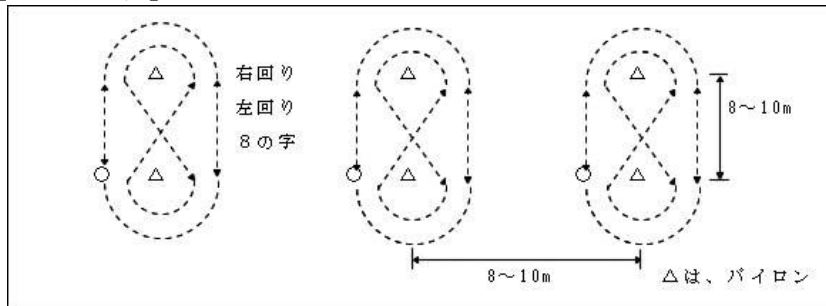
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

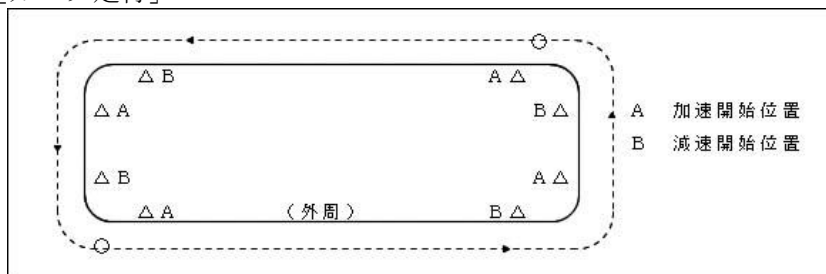
[発進、停止及びスピードの調節]



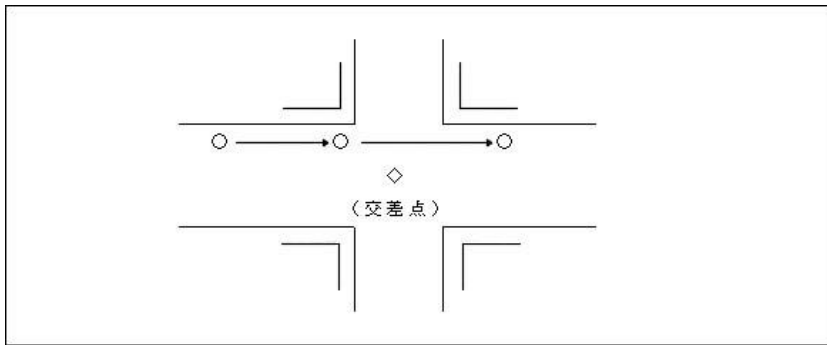
[8の字走行]



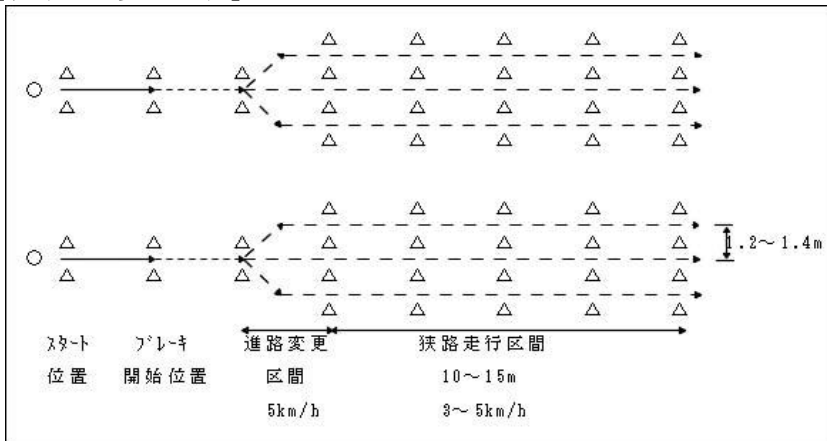
[カーブ走行]



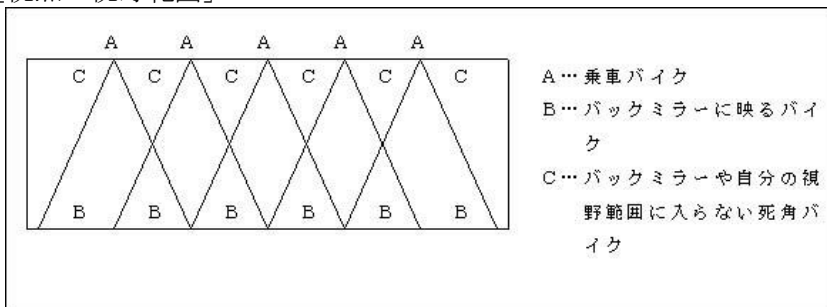
[徐行]



[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



- 応用走行の課題とコースレイアウト

